



平成 29 年 2 月 20 日

各 位

会 社 名 アンジェス MG株式会社  
代表者名 代表取締役社長 山田 英  
(コード番号 4563 東証マザーズ)  
問合せ先 財 務 部 長 米尾 哲治  
電話番号 03-5730-2641

## 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について、平成 29 年 3 月 30 日に開催予定の第 18 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

当社は、平成28年12月31日現在29,427,742千円の繰越利益剰余金の欠損を計上しております。

当社の今後の成長戦略を的確に実施していくための財務戦略の一環として、上記の欠損を填補し資本構成を是正し、財務体質の健全化を図ることにより、資本政策の機動性及び柔軟性を確保すること、課税標準を抑制すること等を目的とし、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少をしたうえで、会社法第452条の規定に基づき、剰余金の処分を行うものであります。

なお、本議案は、払い戻しを行わない無償減資であり、発行済株式総数を変更することなく、資本金及び資本準備金の額を減少するものであるため、株主の皆様が所有する株式数に影響を与えるものではありません。また、今回の資本金及び資本準備金の額の減少によって当社の純資産額及び発行済株式総数にも変更はございませんので、1株あたりの純資産額に変更を生じるものではありません。

#### 2. 資本金及び資本準備金の額の減少の要領

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えるものです。

##### (1) 減少する資本金及び資本準備金の額

資 本 金 17,651,190,323円のうち、13,465,812,291円

資本準備金 15,961,930,203円のうち、15,961,930,203円

##### (2) 増加するその他資本剰余金の額

その他資本剰余金 29,427,742,494円

#### 3. 剰余金の処分の要領

会社法452条の規定に基づき、上記2に記載した資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金29,427,742,494円全額を減少させて繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損の填補に充当するものです。

##### (1) 減少するその他資本剰余金

その他資本剰余金 29,427,742,494円

##### (2) 増加する繰越利益剰余金の額

繰越利益剰余金 29,427,742,494円

4. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分後の純資産の部

(単位：千円)

科目	平成28年12月31日現在	実施後※
株主資本	4,185,354	4,185,354
資本金	17,651,190	4,185,378
資本剰余金	15,961,930	—
資本準備金	15,961,930	—
利益剰余金	△ 29,427,742	—
その他利益剰余金	△ 29,427,742	—
繰越利益剰余金	△ 29,427,742	—
自己株式	△ 23	△ 23
評価・換算差額等	△ 416,779	△ 416,779
その他有価証券評価差額金	△ 416,779	△ 416,779
新株予約権	9,322	9,322
純資産合計	3,777,897	3,777,897

※当社は平成29年1月4日に第29回新株予約権(第三者割当て)(行使価額修正条項付)(以下「本新株予約権」)を80,000個(8,000,000株)発行し発行価額の総額(22,400,000円)の払い込みを受けております。また、現在までに本新株予約権のうち20,000個(2,000,000株)が行使され446,575,000円の払い込みを受けております。これにより、本新株予約権発行総額の行使該当部分(5,600,000円)と行使による払い込みを合わせた合計額452,175,000円を資本金226,087,500円、資本準備金226,087,500円としておりますが、上記表中には含めておりません。

5. 日程(予定)

- |                |                |
|----------------|----------------|
| (1)取締役会決議日     | 平成29年2月20日     |
| (2)株主総会決議日     | 平成29年3月30日(予定) |
| (3)債権者異議申述公告日  | 平成29年3月31日(予定) |
| (4)債権者異議申述最終期日 | 平成29年4月30日(予定) |
| (5)効力発生日       | 平成29年5月1日(予定)  |

6. 今後の見通し

本件は、「純資産の部」における科目間の振替であり、当社の純資産の額の変動はなく、業績に与える影響はございません。なお、本件は、平成29年3月30日開催予定の第18期定時株主総会において承認可決されることを条件としております。

以 上